

# 出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧（広島市教育委員会）

令和8年4月時点

種類	男性	女性																		
			妊娠	産休に入るまで	出産	1歳	2歳	3歳	小学校入学	中学校入学	中学校卒業年度の末日									
特別休暇		○	妊娠障害休暇		(14日以内)															
特別休暇		○	通勤緩和休暇		(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内で1回30分とし1日2回)															
勤務制限		○	妊娠帰が請求した場合の変形・時間外・休日労働・深夜業の禁止																	
特別休暇		○	産前産後検査休暇		(妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)															
特別休暇		○	出産休暇		(出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産後8週間まで)															
特別休暇	○		出産補助休暇		配偶者の入院等の日から出産の日後1か月後までの間において3日以内、第2子以降は5日以内 ※ R12年3月31日までの特例 ①生後1か月以内に週休日、休日、年次有給休暇等を含み1週間以上連続して休む場合は7日以内、②第2子以降は7日以内															
特別休暇	○		男性職員の育児参加休暇		(出産予定日の8週間前の日から出産に係る子が1歳に達する日までで5日以内)															
特別休暇	○	○	育児時間休暇		(2年を超えない範囲内で1日2回1回45分)															
休業	○	○	育児休業		子が生まれた日から3歳に達する日（誕生日の前日）までの間 ※ 1人の子につき原則2回まで（産後/VV育休（子の誕生の日から57日以内に開始し、かつ、終了する育児休業）をする場合は別途2回まで取得可能）															
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務		(19時間30分～23時間45分/週の4パターンの勤務から選択)															
部分休業 部分休業	○	○	部分休業		子育て部分休業 (小学校3年まで) 年度ごとに、次のいずれか ①1日につき2時間の範囲内（30分単位） ②1日の勤務時間数に10を乗じて得た時間数の範囲内（1時間単位）															
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の免除																	
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務・深夜勤務の制限																	
特別休暇	○	○	子の看護等休暇		※ 障害等のある子 (毎年度、対象となる子の人数に5日を乗じた日数以内)															